

2019.9.25

# 消費増税分30億円未払い

## 大東建託、借り上げ賃料で

### 公取委勧告

物件のオーナーなどに  
支払う賃料に2014年  
の消費税増税分を上乗せ  
していなかつたのは消費  
税転嫁法違反(買いたた  
き)に当たるとして、公  
正取引委員会は24日、賃  
貸住宅建設大手、大東建  
託と子会社の大東建託パ  
ートナーズ(東京)に再  
発防止を勧告した。

公取委によると、未払  
い分の消費税は計約30億  
円に上り過去最多。これ  
までの消費税未払い額は  
今年3月に勧告を受けた  
飲料の自動販売機大手、  
ジャパンビバレッジホー  
ルディングスの約2億1  
千万円が最多だった。  
大東建託は両社への勧  
告内容を事実と認め「法

令に対する認識不足があ  
った。10月にオーナーに  
お知らせして順次返金し  
ていきたい」としている。  
対象となるオーナーは47  
都道府県の約3万の個人  
や事業者。

公取委によると、大東  
建託パートナーズはオー  
ナーカから借りた駐車場や  
事務所などを利用者に貸

し付け、賃料から運営管  
理費を差し引いた額を  
取る賃料は税率5%に据  
え置く一方で、運営管理  
費には税率8%を適用。  
オーナーに支払う賃料に  
も増税分を上乗せしてお

る。消費税が5%から8%  
に引き上げられた14年4  
月以降、利用者から受け  
取る賃料は税率5%に据  
え置く一方で、運営管理  
費には税率8%を適用。  
オーナーに支払う賃料に  
も増税分を上乗せしてお

らず、オーナーが受け取  
る金額が増税前より少な  
くなっていた。

また大東建託は、駐車  
場などの賃料について、  
14年以降の増税分を転嫁  
せずに賃貸人に支払って  
いた。約140の個人や  
事業者に未払い分約12  
00万円を支払う。